

「The・おおいた」ロゴマーク使用規則

（趣旨）

第1条 この規則は、「The・おおいた」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（ロゴマークの位置づけ）

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

（使用の範囲）

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- 1 大分県産農林水産物で別表1・別表3に定めるもの。
- 2 加工品で別表2に定めるもの。
- 3 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。
- 4 その他知事が適当と認めるもの。

（使用届）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用届出に必要な書類を添付して、大分県知事（以下、「知事」という。）に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育長、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- (2) The・おおいたブランド流通対策本部が使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めるとき。

2 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）、加えて加工品は、別表2に記載されている書類を添付し、提出するものとする。

（届出の受理）

第5条 県は、前条の届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県及び大分県農林水産物の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不適當と認めたとき。

（使用期間）

第6条 使用の期間は、第3条1号、2号については期間を定めず、3号についてはイベント等の実施期間とする。また、過去の使用許可分についても本条の期間を適用する。

(使用者の責務)

第7条 ログマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 3 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 4 第三者認証物については、ログマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(使用の禁止)

第8条 ログマークの使用方法等について、申請内容と異なる場合や不相当と判断される場合は、その使用を禁止する。

(損害に対する責任)

第9条 ログマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

(その他)

第10条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこととする。

附 則 この規定は平成19年6月21日から施行する。

附 則 この改正は、令和6年3月29日から施行する。

平成19年8月20日改正

平成22年4月30日改正

平成22年6月10日改正

平成25年3月15日改正

平成28年5月2日改正

令和2年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年3月29日改正

別表1 農林水産物

対象品目	要件	申請者
	各号のいずれかに該当すること	
農林水産部振興品目	<u>①短期集中県域支援品目</u> <u>②産地拡大推進品目</u> <u>③県域基準</u> <u>④戦略目標基準</u> <u>⑤安心・安全基準</u> <u>⑥品質管理基準</u>	生産者、団体
第三者認証産物	<u>⑦認証基準に基づき第三者機関により認証されていること</u> 具体例) 有機JAS、J-GAP、安心いちばん おおいた産農産物認証制度 地域団体商標登録等 <u>⑧その他知事が必要と認める事項</u>	生産者、団体

※ 対象品目についての詳細については、別表3を参照のこと。

別表2 加工品

対象品目	要件	申請者
加工品	1. 各号の全てに該当すること 1) 上記別表1に規定する農林水産物を主原料とすること 2) 原則として大分県内で加工・製造されたもの 3) 原材料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること ※ <u>原料仕入れが証明できる書類を添付すること（振興品目のみ）</u> 4) 消費者や取引先等からの商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること ※ <u>商品の原材料名が記載されている書類を添付すること</u> 5) 上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること 2. その他知事が特に必要と認めた場合	加工事業者、団体

別表3 農林水産部振興品目

対 象 品 目	短期集中 県域支援品目 ・産地拡大 推進品目	振興品目 その他要件	備 考 (要件等)
米		○	特色ある米づくり認定
麦		○	産地強化計画認定
大豆		○	産地強化計画認定
茶	○		
こねぎ	○		
白ねぎ	○		
トマト	○		
いちご	○ (ベリーツ)	○	旧戦略品目
にら	○		
ピーマン	○		
高糖度かんしょ	○		
おおば	○		
にんにく	○		
さといも	○		
たまねぎ	○		
スナップエンドウ	○		
パセリ	○		
えだまめ	○		
スイートコーン	○		
みつば		○	第三者認証物 (J-GAP)
キャベツ		○	
ハウスみかん	○		
梨	○		
ぶどう	○		
キウイフルーツ	○		
くり	○		
オリーブ	○		
もも	○		
かぼす	○	○	旧戦略品目
露地みかん		○	果樹農業振興計画
ゆず		○	果樹農業振興計画
その他施設柑橘	○		
その他露地柑橘	○		
キク	○		
ホオズキ	○		
スイートピー		○	旧戦略品目
バラ		○	大分県花き振興計画
トルコギキョウ		○	大分県花き振興計画
アストロメリア		○	大分県花き振興計画
その他施設花き	○		
その他露地花き	○		
おおいた和牛		○	旧戦略品目
おおいた豊後牛		○	旧戦略品目
米の恵み		○	

おおいた冠地どり		○	県育成オリジナル品種
豊のしゃも		○	県育成オリジナル品種
おおいた烏骨鶏		○	県育成オリジナル品種
鶏卵		○	推進計画、別途要件あり
牛乳		○	旧戦略品目
乾しいたけ		○	旧戦略品目
生しいたけ		○	旧戦略品目
養殖ブリ類		○	旧戦略品目
養殖ヒラメ		○	旧戦略品目
養殖クロマグロ		○	旧戦略品目
養殖カキ類		○	旧戦略品目
タチウオ		○	旧戦略品目
ハモ		○	旧戦略品目
マダイ		○	The・おおいたブランド
マアジ		○	チャレンジ計画
マサバ		○	
関あじ		○	地域団体商標登録品目
関さば		○	地域団体商標登録品目
豊後別府湾ちりめん		○	地域団体商標登録品目
岬ガザミ		○	地域団体商標登録品目
ドジョウ		○	県農林水産業振興計画